

「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準案」について

令和2年7月
環境省環境再生・資源循環局

1. 基準策定の目的

昨年の4月29日から5月10日にかけて開催された有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正が決議された。改正附属書の効力が生ずる令和3年（2021年）1月1日以降は、バーゼル条約の規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際には、事前に輸入国の同意が必要となる。

規制対象となるプラスチックの廃棄物については、有害なプラスチックの廃棄物の他、特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物が規定されている。しかしながら、具体的にどのようなプラスチックが、当該特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物に該当するかについては、各条約締約国の解釈によるところとなる。

については、バーゼル条約及び同条約を担保している特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）に基づいてプラスチックの輸出を行う際に、当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるよう、プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準を策定することとする。

2. 基準（案）の内容

別紙のとおり

3. 適用時期

令和3年1月1日（予定）